

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのお客様に信頼され、支持される企業となるためにも、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化・充実が不可欠と考えております。コンプライアンス経営を第一に掲げ、経営の透明性と健全性を高め、企業価値の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】

当社は、会社法に従って株主総会招集通知を発送しており、また、招集通知発送日の一週間程度前に当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にて開示しております。今後も、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の早期開示に努めてまいります。

【補充原則1-2-4】

当社は、株主が議決権を行使しやすい環境作りが必要だとの認識をしておりますが、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、現在は議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を実施しておりません。今後、株主構成の推移を見ながら、その採用を判断いたします。

【補充原則3-1-2】

当社は、当社株主における海外投資家の比率等を勘案し、現在は英語での情報開示を実施しておりません。今後、株主構成の推移を見ながら、その実施を判断いたします。

【補充原則4-2-1】

当社は、会社業績や株主価値との連動性を高めることで、経営の透明性向上、企業競争力強化による業績向上につなげることを目的とした報酬制度を採用しております。取締役の報酬は月額報酬と賞与で構成し、月額報酬は固定報酬である取締役報酬および代表報酬と、業績連動報酬である執行責任報酬で構成しており、既にインセンティブの一つとして機能しております。なお、取締役の月額報酬は、ガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定しております。今後、自社株報酬の導入や現金報酬と自社株報酬の割合についても議論してまいります。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成し、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成しております。今後、ジェンダーや国際性の面を含む多様性についても検討いたします。また、当社の常勤監査役は財務・会計に関する豊富な知識を有しており、取締役会に対して積極的な意見を述べております。

取締役会の評価については、ガバナンス委員会の答申および監査役の意見に基づき、取締役会が評価を決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、純投資目的以外の保有株式について、経営戦略上の重要性や取引先との関係等を総合的に勘案し、政策的な必要性を判断基準として最小限を保有することとしており、常勤取締役の出席する経営会議において保有の適否を検証しております。今後は、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合うものであることを判断基準に加えたうえで、毎年、取締役会において精査・検証することとし、保有の意義が希薄であると認められる株式については縮減を図るとともに、その検証内容を開示するものとします。

なお、保有株式に係る議決権の行使については、議案の内容を検討し、発行会社の経営方針を尊重したうえで、個々の株式に応じて総合的に判断しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、会社法および取締役会規程に基づき関連当事者間の取引を監視しております。取締役および取締役が実質的に支配する法人との競争取引および利益相反取引については、取締役会において承認決議され、当該取締役は遅滞なく、その取引の重要な事実を取締役に報告するものとされております。また、当社は毎期、関連当事者間取引に関する確認書等により、役員の取引について確認しており、必要に応じその取引内容を有価証券報告書等にて開示しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の資産形成を目的に、任意加入の確定拠出年金制度を導入しております。その資産運用は従業員各人の判断に委ねておりますが、当社は従業員に対し、WEBを活用した投資教育や情報提供を行うこととしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

- (i) 当社グループは「売り手によし、買い手によし、世間によし、三方よし」を規範とし、飼料の生産から食品の販売まで取り扱う垂直型メーカーとして「安全・安心」で「良質」な製品を提供することを通じて、豊かな食文化の実現に貢献することを経営理念としており、この経営理念を当社ウェブサイト等で開示しております。また、中期経営計画についても策定の都度、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイト「適時開示情報閲覧サービス」にて開示しております。
- (ii) 当社は、株主をはじめとするすべてのお客様に信頼され、支持される企業となるためにも、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化・充実が不可欠と考えており、コンプライアンス経営を第一に掲げ、経営の透明性と健全性を高め、企業価値の向上に努めており、その旨コーポレートガバナンス報告書で開示しております。
- (iii) 当社は、会社業績や株主価値との連動性を高めることで、経営の透明性向上、企業競争力強化による業績向上につなげることを目的とした役員報酬制度を採用しており、取締役の月額報酬は、任意で設置するガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。なお、ガバナンス委員会は独立役員である社外取締役を委員長とし、委員は過半数の社外役員により構成されており、業績連動報酬の算出については、取締役報酬算出規則により前年度の業績評価に基づき行われております。報酬等の額の決定に関する方針はコーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書等で開示しております。
- (iv) 当社は、取締役および監査役候補者の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とするガバナンス委員会を設置し、その答申に基づき候補者を決定しております。役員の解任については、今後、ガバナンス委員会で協議してまいります。
- (v) 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名については、個別の略歴や社外役員候補者の選任理由等を株主総会参考書類に記載しております。解任があった場合は、その旨も記載いたします。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規程および稟議規程において、取締役会決議事項と業務執行取締役委任の決裁権限の基準を定め、取締役会と業務執行取締役の職務と責任の範囲を明確にしております。その概要としましては、経営計画・当初予算の策定、資金調達、1,000万円以上の固定資産の取得・修繕および銀行保証等については取締役会の決議とし、事業運営上の取引に係る契約、1,000万円未満の固定資産の取得・修繕等については業務執行取締役の決裁権限としており、これらは稟議規程に規定する社内決裁基準において明確に定められております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しては経歴や当社との関係を踏まえて個別に独立性を判断しております。現在、社外取締役との間には特別の利害関係がないことで、社外役員としての独立性を確保しており、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に基づき特に独立性が高いと判断できることから、同取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としております。

また、社外取締役候補者の指名については、ガバナンス委員会の答申に基づき取締役会が候補者を決定しております。候補者の指名の際には、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めてまいります。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。また、ガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会が取締役候補者を決定しております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役、監査役の他の会社役員の兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

また、社外取締役1名は他の上場会社2社の社外役員を兼任しておりますが、合理的な範囲であるものと判断しています。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会全体の実効性について、ガバナンス委員会の答申および監査役の意見に基づき、取締役会で評価を決定しております。

平成29年度の評価にあたっては、ガバナンス委員会がすべての取締役・監査役に対して記名方式の調査票による意見収集を行い、その内容を分析いたしました。この結果、当社取締役会の実効性に関し概ね適切であると評価いたしました。今後は、先を見越したリスク管理体制の強化を目指してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役および監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することとしております。

新任の社内役員につきましては、その役割・責務に必要な知識の習得のため外部研修を受講しており、新任の社外役員につきましては、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の取得の機会を設けることとしております。また、就任後は、継続的に必要な知識の習得や適切な更新などの研鑽に努めるため、役員研修を実施しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話の場として、株主総会をはじめ、決算発表時の決算補足説明資料の開示、記者会見や主要株主への決算説明等、株主・投資家に向けた事業活動の説明に取り組んでおります。

株主との建設的な対話を促進するための体制・方針については、当社では取締役管理本部長がIR担当取締役を務め、その統括のもと、関連部署は日頃から情報の共有を図り、有機的な連携に努めることとしております。また、対話において把握された株主の意見・懸念についても、IR担当取締役の監督のもと適切に対応を行うこととしております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー取引防止規程に基づき、適切な情報管理に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人中部財団	730,600	8.19
マルハニチロ株式会社	565,946	6.35
中部 緑	400,015	4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	390,900	4.38
三井物産株式会社	375,300	4.21
日本生命保険相互会社	255,000	2.86
株式会社十八銀行	253,000	2.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	228,400	2.56
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	220,800	2.47
株式会社松岡	201,400	2.26

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩村 修二	弁護士											
牟田 実	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩村 修二	○	——	弁護士としての専門的見地から、当社の経営について有益な提言・助言をいただくため。また、同氏と当社との間には特別の利害関係がなく、社外取締役としての独立性を確保しております。 ＜独立役員として指定した理由＞ 同氏は、現在および過去において東京証券取引所「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3)の2」(当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要取引先もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている者、等)に

		該当することがないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
牟田 実	○	食品業界に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営について有益な提言・助言をいただくため。また、同氏と当社との間には特別の利害関係がなく、社外取締役としての独立性を確保しております。 ＜独立役員として指定した理由＞ 同氏は、現在および過去において東京証券取引所「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3)の2」(当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要取引先もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている者、等)に該当することがないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新
--

ガバナンス委員会は、取締役および監査役の選解任、代表取締役および役付取締役の選定・解職、社長後継者計画、取締役報酬、取締役会全体の実効性の分析・評価などに関して協議し、取締役会に答申しております。同委員会はガバナンス委員会規程に基づき、取締役会によって選任された社外取締役、社外監査役、取締役社長を含む5名以内の役員をもって構成され、独立役員である社外取締役を委員長とし、委員は過半数の社外役員により構成されております。また、1年に1回以上開催することとし、経営企画室に事務局を置いております。

なお、表中のその他1名の属性は社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の監査の際には監査役が同席するなどして、緊密に連携をとり合っております。
監査役と内部統制室長は常に情報の共有を図り、緊密な連携をとることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 昌信	他の会社の出身者							△						
大深 邦宏	他の会社の出身者							△						
桑原 望	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 昌信		同氏が使用人であった株式会社山口銀行は当社の主取引銀行であり、当社は同行と金銭の借入の取引を行っております。	独立・客観的立場から取締役を監視し、長年の金融機関勤務により培われた経験に基づいた有益な助言をいただくため。また、同氏と当社との間には特別の利害関係がなく、社外監査役としての独立性を確保しております。
大深 邦宏		同氏が使用人であった大洋漁業株式会社(現マルハニチロ株式会社)は当社の主取引先であり、当社は同社およびそのグループ会社と当社製品等の売買等の取引を行っております。	独立・客観的立場から取締役を監視し、経営に関する幅広い知識と経験に基づいた有益な助言をいただくため。また、同氏と当社との間には特別の利害関係がなく、社外監査役としての独立性を確保しております。
桑原 望	○	——	独立・客観的立場から取締役を監視し、社会保険労務士としての豊富な専門知識と経験に基づいた有益な助言をいただくため。また、同氏と当社との間には特別の利害関係がなく、社外監査役としての独立性を確保しております。 ＜独立役員として指定した理由＞ 同氏は、現在および過去において東京証券取引所「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」(当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要取引先もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている者、等)に該当することがないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は月額報酬と賞与で構成しております。月額報酬は、固定報酬である取締役報酬および代表報酬と、業績連動報酬である執行責任報酬で構成しております。

なお、ストックオプション制度は、採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、当該期間中に支払った報酬の総額を取締役と監査役に分けて記載しております。また、社外取締役および社外監査役の報酬の総額は、有価証券報告書では外数で、事業報告では内数で記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、会社業績や株主価値との連動性を高めることで、経営の透明性向上、企業競争力強化による業績向上につなげることを目的として、以下の内容の役員報酬制度を採用しております。

取締役の報酬は月額報酬と賞与で構成しております。月額報酬は、固定報酬である取締役報酬および代表報酬と、業績連動報酬である執行責任報酬で構成しております。また、監査役の報酬は固定報酬である月額報酬のみとしております。なお、固定報酬的色彩の強い取締役・監査役に対する役員退職慰労金については、平成21年6月27日開催の第70期定時株主総会終結の時をもってこれを廃止しており、平成21年6月までの在任期間に対応する退職慰労金の打切り支給に関して同株主総会において承認を得ております。

報酬等の決定方法については、取締役の月額報酬は、経営の透明性の確保を目的として設置されたガバナンス委員会の答申に基づき、株主総会の決議により決定した報酬等の総額の範囲内で取締役会において決定することとしております。なお、ガバナンス委員会は独立役員である社外取締役を委員長とし、委員は過半数の社外役員により構成されており、業績連動報酬の算出については、取締役報酬算出規則により前年度の業績評価に基づき行われております。また、賞与は、会社業績等に応じ、株主総会の決議により決定することとしており、各取締役への配分額についてはガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

監査役の報酬については、株主総会の決議により決定した報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、適宜、電子メール、または郵送等により必要な情報を伝達しております。また、社外取締役および社外監査役より求めがあった場合は、迅速に必要な情報等を提供することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役は8名(うち社外取締役2名)、監査役は4名(うち社外監査役3名)で構成されております。

取締役会は毎月開催され、重要事項に関する決議を行うとともに各事業部門業績の進捗確認等を行っており、社外取締役、社外監査役からはそれぞれの専門的見地から当社の経営について有益な提言・助言を受けております。また、常勤取締役の出席する経営会議を毎月複数回開催し、重要事項を報告・審議して業務執行の意思疎通を図っております。

監査役の監査については、監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は社内の各重要会議にも出席し、取締役の職務の執行を監査しております。また、監査役会を毎月開催し、監査役間の情報の共有を図るほか、会計監査人、内部統制室長とも緊密な連携をとっております。

監査役の機能強化については、監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととしております。また、社外監査役3名はいずれも当社と特別の利害関係がなく、独立・客観的立場から取締役を監視し、有益な助言をいただいております。さらに、常勤監査役(社外監査役)については、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査については、内部統制室が各部および関係会社に対して日常業務の適正性、経営の合理性、債権管理等を監査する目的で定期的な監査を実施し、代表取締役社長に報告および提言を行っております。また、社内のコンプライアンス活動についても、内部統制室において企業倫理の確立や不正行為の防止に努めております。

会計監査人は、監査法人大手門会計事務所を選任しており、当社の平成30年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は中村尋人氏（継続監査年数2年）、向井真悟氏（同1年）の2名、補助者は6名であります。

当社は社外取締役が委員長を務めるガバナンス委員会を設置しており、当委員会において取締役および監査役の選解任、代表取締役および役付取締役の選定・解職、社長後継者計画、取締役報酬、取締役会全体の実効性の分析・評価などに関して協議され、取締役会に答申がなされております。

独立役員の指定については、経営会議ならびに監査役会の協議に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外役員3名としております。

また、当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役の全員と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、上記のような監査役制度により複数の社外取締役および社外監査役を擁する体制が、経営の効率性と監視・監督機能の充実を両立させ、企業価値の向上を図ることができると判断しておりますので、現状の体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日について集中日を避けた日程を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信、会社情報資料などを掲載しております。 http://www.hayashikane.co.jp/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「林兼産業株式会社 行動憲章と行動指針」において、ステークホルダーの正しい理解と信頼を得るため、適時かつ適切な情報開示に努めることを明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「林兼産業株式会社 行動憲章と行動指針」において、自然環境保全の取り組みや社会貢献活動を積極的に行うことを明記し、活動しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり整備し、一層強化します。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、食品メーカーとして、安全・安心な製品の提供を最重要課題と認識し、以下の体制によりコンプライアンス経営を組織的かつ効率的に推進します。

- ・企業倫理に関する行動憲章・行動指針に基づき、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の実践を企業活動の前提とすることを徹底します。また、社外取締役により取締役会の監視機能の充実に努めます。
- ・社内規程を整備するとともに、業務に係る法令を遵守し、業務の適法性、適正性を確保するための体制を構築し、内部統制室において内部統制システムの整備・運用状況の評価を行い、毎月開催される内部統制委員会で結果を報告、審議し、一層の改善を図ります。
- ・内部統制室による継続的な職場研修など、従業員の遵法意識の啓発に努めます。
- ・業務上重要な法令に関する理解を深めるため、特定法令専任者制度に従い、法令ファイルの整備を義務付けて社内公開し、従業員への周知徹底を図ります。
- ・法令や社内規程に違反する行為を早期発見し、是正するために内部通報制度として、「企業倫理相談窓口」を活用します。また、企業倫理規程に基づき、倫理委員等により企業倫理に関する社内情報の収集に努めるとともに、法令違反等の情報を得た場合には、定められた手順に従って連絡と事実調査を行い、必要に応じリスク管理委員会を開催して対処します。
- ・内部統制室が内部監査規程に基づき、業務が法令や社内規程に適合することを随時監査します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存・管理します。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

以下のとおり、リスク管理体制の強化を図ります。

- ・当社の製品およびサービスに対するクレーム、天災、火災、その他事故、外部環境の急変、不祥事等が発生した非常時に適切かつ合理的に対処するため、リスク管理規程、リスク管理委員会規程、危機管理規程や品質管理規程等の社内規程に基づき危機管理・対処の体制を整備します。また、必要に応じて代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して対処します。
- ・品質管理委員会を設置して品質管理の効率的運用と意識の高揚を図るとともに、クレームが発生した際には適切に対応できるよう、報告体制と行動基準を整備します。
- ・信用リスクに対しては、与信限度管理に関する規則に定める基準に従って与信管理を行うとともに、債権管理委員会を開催して債権全般の管理状況をチェックします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役が職務を執行するにあたり、以下の経営管理体制により効率性を確保します。

- ・中期経営計画および年度計画に基づき、事業部別に予算を策定し、予算・実績管理を実施して、毎月の業績報告会において報告・審議します。
- ・取締役会規程および稟議規程により取締役会に付議すべき事項を定め、事前に議題に関する十分な資料を配布することにより、効率的に業務を執行します。
- ・業務分掌規程および職務権限規程に基づき、適正に権限を委譲し、経営方針に従って効率的に業務を遂行します。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

以下のとおり、当社グループ各社における業務の適正を確保します。

- ・定期的に行われる関係会社業績報告会およびグループ経営会議において子会社からの業務報告を受けるものとします。
- ・子会社における損失の危険を把握した場合、その内容と程度、当社グループへの影響等について当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ・子会社を指導および育成するための管理手続きを定めた関係会社管理規程により、子会社を管理します。また、子会社において経営上重要な事項を決定する場合には、各子会社の稟議規程に基づき、当社が事前協議を行うことで、効率的な業務執行を確保します。
- ・当社の内部統制室により、当社および子会社の業務が法令や社内規程に適合することを監査します。また、当社および子会社の取締役を対象とした倫理研修を定期的実施します。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととします。
- ・監査役会の職務執行を補助する使用人の職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その任命、異動、懲戒、人事考課については、監査役会の同意を必要とすることとします。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役会または当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役会または当社監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役会または当社監査役に報告すべき事項を下記のとおり定め、遅滞なく報告するものとし、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定します。また、報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

- ・当社および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- ・当社および当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
- ・内部統制室が実施した内部監査の結果
- ・企業倫理相談窓口への通報の状況
- ・その他コンプライアンスに関する重要事項
- ・その他取締役と監査役会との協議で定めた事項

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会と代表取締役とは定期的に意見交換会を設定します。
- ・監査役と内部統制室長は常に情報の共有を図り、緊密な連携をとることとします。
- ・監査役職務の執行について生ずる費用は会社が支払うものとします。また、監査役会は、必要に応じて、会社の費用で弁護士、公認会計士等に相談することができることとします。

(9)反社会的勢力排除に向けた基本方針

- ・反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。
- ・反社会的勢力からの接触には、管理本部総務部総務課を統括部署として組織的に対応し、不当な要求には断固として応じません。
- ・反社会的勢力への対応にあたっては、警察や外部専門機関と積極的に連携して対処します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載した「(9)反社会的勢力排除に向けた基本方針」に則り、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応します。

Ⅴ その他

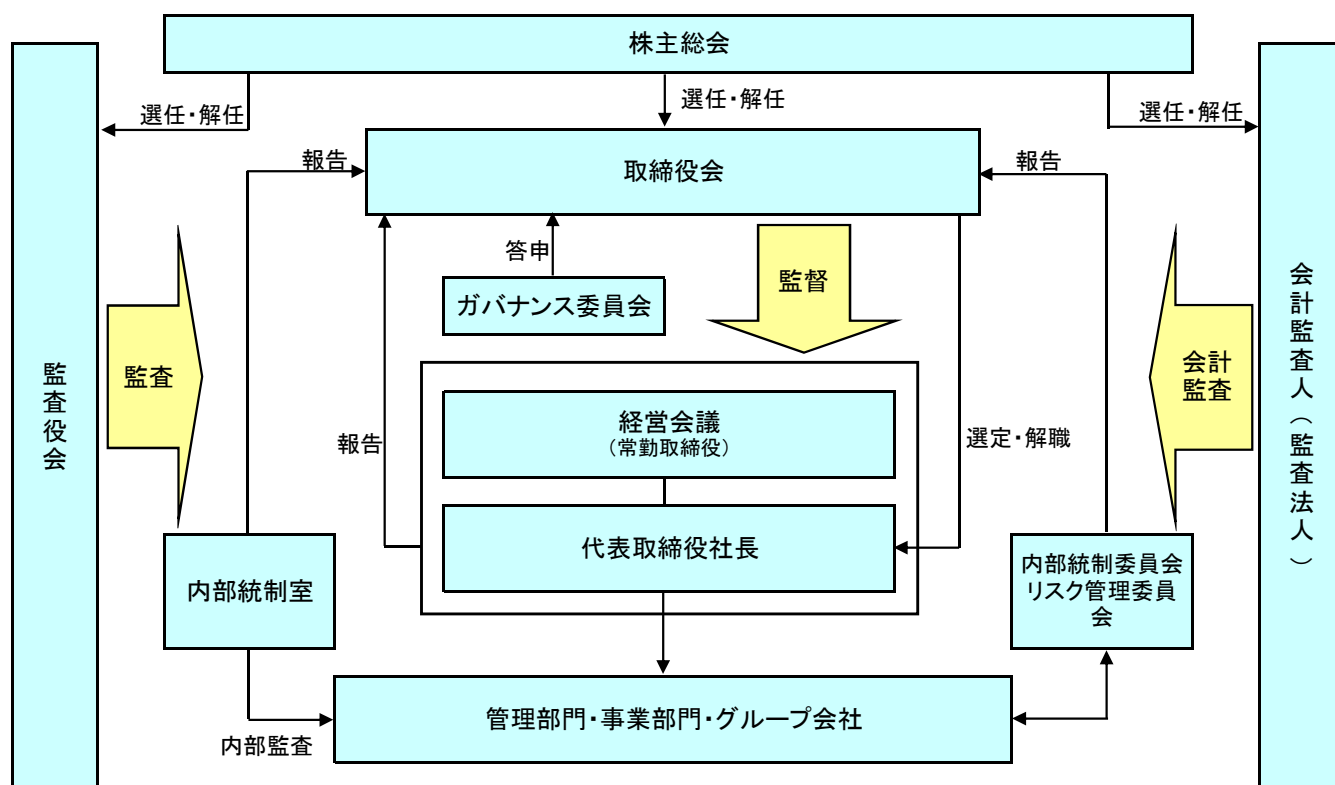
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料: 模式図】



適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

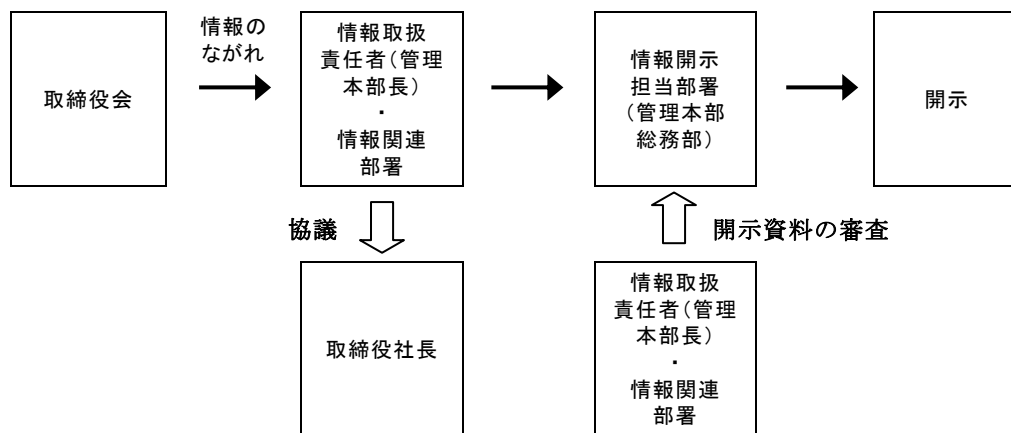
記

当社は、当社および子会社の会社情報について、常に正確かつ迅速に、適切な情報の開示を行うことを基本姿勢としております。

会社情報の開示に際しては、その内容により次のような体制をとっております。

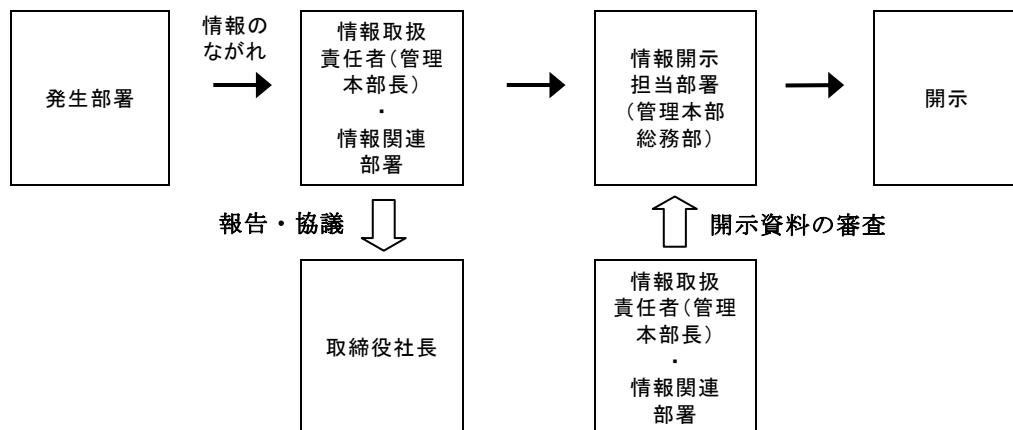
① 決定事実

重要な決定事実につきましては、毎月開催される定例の取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会で決定され、その内容について、情報取扱責任者（管理本部長が当たる。以下同じ。）は情報関連部署に確認の後、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」という。）に従い、開示の要否について取締役社長と協議のうえ決定いたします。開示が必要な場合には情報開示担当部署（管理本部総務部）により開示資料を作成し、情報取扱責任者および情報関連部署による審査のうえ速やかに開示を行います。



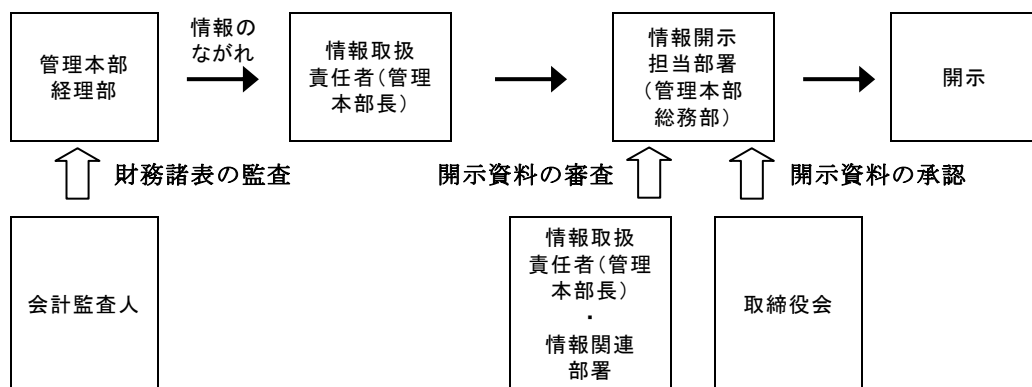
② 発生事実

発生事実につきましては、重要事実の発生を認知した社内各部署からの連絡により情報取扱責任者に情報が集約され、情報取扱責任者は情報関連部署に確認の後、その情報について取締役社長に報告を行います。報告と並行して、情報取扱責任者は、上場規程に従い、開示の要否について取締役社長と協議のうえ決定いたします。開示が必要な場合には情報開示担当部署により開示資料を作成し、情報取扱責任者および情報関連部署による審査のうえ速やかに開示を行います。



③ 年次決算・四半期決算開示

年次決算・四半期決算につきましては、管理本部経理部において当該決算期の財務諸表を作成し、会計監査人による監査を受けたのち、情報取扱責任者の確認を経て情報開示担当部署により開示資料を作成し、情報取扱責任者および情報関連部署による審査のうえ、取締役会の承認を受け速やかに開示を行います。



④ その他重要事実

子会社に関する情報、その他上記以外の重要事実につきましては、各子会社、関連部署より情報取扱責任者に集約された情報について、情報取扱責任者は情報関連部署に確認の後、上場規程に従い、開示の要否について取締役社長と協議のうえ決定いたします。開示が必要な場合には、情報開示担当部署により開示資料を作成し、情報取扱責任者および情報関連部署による審査のうえ速やかに開示を行います。

また、以上の会社情報につきましては、社内規程である「インサイダー取引防止規程」に基づき、インサイダー取引の防止を図るとともに、社内啓蒙活動により情報管理を徹底しております。

以上